

令和7年第7回農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和7年7月10日(木) 午後1時30分から午後3時30分
- 2 場 所 菊池市中央公民館 大研修室
- 3 出席委員 1番/東博己 2番/山内正春 3番/中山真由美 4番/佐々木英樹
5番/松岡 忠 6番/丸山利明 7番/吉野幸資 8番/横田 勇
9番/安武義徳 10番/徳永久美 12番/池田博之 13番/高山悦子
14番/木村克幸 15番/泉田加代子 16番/平山一浩 17番/牛島誠治郎
18番/永松治雄 19番/川口五月
- 4 欠席委員 なし
- 5 事務局 (本 庁) 古田十咲、高野美由紀、清水登、岡島尚輝、近藤孝雄
(七城分室) 井芹加苗 (泗水支所) 近藤健志
- 6 議 題 議案第1号 新規就農について
議案第2号 農地法第3条許可申請について
議案第3号 農地法第4条許可申請について
議案第4号 事業計画変更について
議案第5号 農地法第5条許可申請について
議案第6号 農用地利用集積促進等計画(案)について
議案第7号 非農用地証明願について
- 報 告 ①許可不要転用届について
②合意解約について

《 開 会 》

事務局長) 定刻となりましたので、始めさせていただきます。議事に入ります前に、一つだけご報告をさせていただきたいと思います。泗水の宮上委員の後任として地元推薦であります山本英司さんという方につきまして、6月の議会の定例会に上程しておりましたけれども、議会の同意が得られましたので、ご報告をいたします。この後につきましては、辞令交付を行いまして、8月1日からの任命という事としております。従いまして、8月の総会からご出席いただくこととなりますので、どうぞよろしくお願いいたします。報告は以上になります。

それでは、会議に入って参りたいと思います。本日は 18 名全員にご出席をいただいておりますので、菊池市農業委員会会議規則第 9 条に定めのある過半数を超えており、本会議は成立していることをご報告いたします。それでは、ただいまより令和 7 年第 7 回菊池市農業委員会会議を開会いたします。まず初めに、丸山会長よりご挨拶をお願いいたします。

《 会長挨拶 》

《議事録署名者指名》

会 長 議事録署名人を指名いたします。議席番号 18 番、永松委員と議席番号 19 番、川口委員を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

《議案審議》

会 長 それでは、議案第 1 号を上程します。事務局より議案の説明をお願いします。

議案第 1 号 新規就農について

事務局長) 議案第 1 号、新規就農についてご説明させていただきます。議案書の 1 ページをお願いいたします。新規就農にあたり、別紙の通り、農業計画書の提出がありましたので、ご審議の上、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は 2 件です。まず 1 件目ですが、2 ページから 3 ページが農業計画書となっております。2 ページをご覧ください。申請者の住所、氏名、申請の理由、過去の農業従事状況、取得等予定候補地における事業計画、目標年次における経営面積、続いて 3 ページでございます。家族、農業用機械の保有状況等、作付管理計画の内容につきましては、記載の通りでございます。先般 6 月 30 日に丸山会長をはじめ、担当農業委員と事務局で面談を行っております。以上でございます。

丸山利明委員 私の担当ですので、新規就農の方の概要を説明いたします。先程ありましたように 6 月 30 日に、私と坂本推進委員、事務局と審査も交えて、本人と面談をいたしました。本人さんは、いろんなことで、インターネットを利用しての事業計画づくりということになっておりましたので、3 番に書いてありますように単価当たり、これはブルーベリーをジャムにして、加工して販売するという目的を持っておられました。そういった中で、単価が高い安いじゃなくて、どのぐらいの容量でこの 7000 円あたりを見積もっておられますかという非常に突っ込んだ話をしましたが、「やったこともないので、このブルーベリー畑を持っておられました所有者の方も同じようなやり方をしていたので、そこにまた教えてもらいながら、この計画に沿って、少しでも販売がスムーズにいくように努力はします。」ということでした。問題がないといえばそういった感じで、若干の問題があるかもしれませんが、見に行きましたところ、非常に山あいの農地で、前所有者の方は、非常にきちんと管理をされておりました。通いの農業になりますので、そのあたりは、随時、注視しながら、事務局あたりと相談して、指導するときに指導して

いきたいと思っておりますので、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

事務局長）次に、2件目になりますが、4ページから5ページが農業計画書となっております。4ページをご覧ください。申請者の住所、氏名、申請の理由、過去の農業従事状況、取得等予定候補地における事業計画、目標年次における経営面積、続いて5ページになります。家族、農業用機械の保有状況等、作付管理計画の内容につきましては、記載の通りでございます。1件目と同様に、6月30日に丸山会長はじめ、担当農業委員と事務局で面談を行っております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

会 長 担当員さんの意見をお願いいたします。

横田勇委員 8番横田です。この申請書を出された方は、人材派遣会社の経営をやっておられるようで、今度作られる圃場は、ゴボウをやっておられる方の土地を借りて、栽培の技術の指導を受けながら続けて、まずやってみたいという意向のようです。圃場は畑で、まだ草が生えている状態ですが、計画のとおり8月ぐらいから仕事に入られると思いますが、まず今年やってみて、秋の収穫を…。また、春先に収穫するタイプのゴボウもやりたいというような意向でした。圃場等につきましては、ダムの水が来ておりますので、非常に栽培等に関して、土地の形状、及び現状は、農地として、管理もしてありましたので、何ら問題はないと思います。人材派遣会社の経営ということもありまして、労働力は1人だけなんですけど、そういう収穫等につきましてはですね、販売も含めて、その川口さんのご指導、ご協力を頂きながらやっていきたいということでした。以上です。ご審議をよろしくお願いいたします。

会 長 新規就農につきまして、事務局、担当委員からの説明は終わりましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等ございましたらお受けいたします。

吉野幸資委員 7番吉田ですけど、機械が刈り払い機1台で、ゴボウは作れるかなと思いましたので、その辺はどうなんだろうかと思いましたので、お聞きします。

横田勇委員

機械等につきましても、川口さんの供与という事です。

会 長 よろしいでしょうか

吉野幸資委員 はい。

会 長 他にございませんでしょうか。

山内正春委員 ブルーベリーという事ですが、30aについては、もう今年は収穫されてま

すか。

会 長 今、現在、もう終わって、収穫は前任者の方もされておるような状況です。

山内正春委員 私の所にもブルーベリー栽培農家がいっぱいあるのですが、ヒヨドリがたくさん食べられているようですが、何か対策はされていますか？

会 長 新規就農の方には、そのあたりもきちっと説明いたしました。前任者の今の現状を見ますと、行った時にはブルーベリーも案外実もいっぱいになっておりまして、綺麗な状況でした。新規就農の方は、前任者の方ともお会いになって、農地も確認しに行っておられますので、そのあたりは、前任者の方もきちっとお話はされているのだろーと思っております。ただ、鳥獣害の対策は見ましたところ、全くしてありませんでした。

山内正春委員 私の所にもいろいろ、果実類が鳥からやられるので、30a という規模だったので、心配したところですよ。以上でございます。

会 長 その点につきましては、終わり次第、事務局の方からも、こういった意見があったということで、お繋ぎをしていきたいと思っております。
他にはございませんか。

(質 問 ・ 意 見 な し)

意見もないようですので、承認することにご異議のない委員さん、挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

会 長 はい。ありがとうございました。全員挙手ですので、承認することに決定いたします。次に議案第2号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

議案第2号 農地法第3条許可申請について

事務局長) はい。議案第2号、農地法第3条許可申請について、ご説明させていただきます。6ページをお願いいたします。農地法第3条第1項の規定により、耕作を目的とする所有権の移転等に関しまして、別紙の通り、申請書の提出がありましたので、ご審議の上、許可相当のものにつきましては、許可指令書を交付するものでございます。今回の案件は、所有権移転11件、賃貸借権設定3件、使用貸借権設定1件となっております。詳細につきましては担当より説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願います。

会 長 それでは所有権移転の1番について説明をお願いいたします。

事務局 今月の案件は、農地法第3条第2項の各号に該当しませんので、許可要件を満たすものと考えます。1番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載の通りです。

会 長 1番につきましては、私の担当なので意見を述べたいと思います。6番丸山です。この方は、先ほどの新規就農の方でございます。この譲受人さんの友達が譲渡人さんという事で、そのような関係から農地の所有権移転のお話が出て、今回申請したというようなお話でした。それと、先ほど山内委員さんも言われましたけど、面積に関しましては、柵あたりもして、人が入らないようにしてありましたので、また、全部見ることも私たちも出来ておりませんが、見た限りでは、本人さんも現地を見ておられると言われましたので、間違いはないと思いますけど、ここまでの面積は本当にあるのかなという若干の思いもありますが、この辺りも当面の取り組みである以上、私たちから、どうこう言うべきじゃないと思っておりますので、これでご審議の方、よろしくお願いいたします。

会 長 次に、2番と3番は関連しておりますので一括して説明をお願いいたします。

事務局 それでは2番と3番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載の通りです。

会 長 2番と3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

川口五月委員 19番川口です。7月7日に現地確認を行いました。この譲受人さんは地元で養豚をされていて、他に野菜も作っておられます。2番の農地は、ちょっと数年、何も作ってないような状態でしたけれども、3番の農地は栗が終わっていて、現地調査に行ったときにも下草刈りをされておりました。今後、栗はそのまま2番の農地には野菜をつくるということでした。特に問題ないと思いますので、ご審議よろしくお願いいたします。

会 長 次に、4番をお願いいたします。

事務局 4番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載の通りです。

会 長 4番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

吉野幸資委員 7番の吉野です。場所につきましては、確認しましたところ、現在、田植えが終わっておりまして、無償で提供するという事で、譲渡人の方が、書いてある通り市外在住でございますので、自分ではどうしてもつukれないとのことです。また、この土地の隣にも譲受人の方が作られておりますので、もうそのまま作ってもらいたいとい

う話で伺っております。譲受人につきましては、アスパラなどを作っておられまして、大々的にやっておられますので、別に問題ないと思われますので、よろしくお願いします。

会 長 次に、5番と6番につきましては、関連しておりますので一括して説明をお願いいたします。

事務局 5番と6番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載の通りです。

会 長 5番と6番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

徳永久美委員 10番の徳永です。双方合意による農地の交換です。現地を見たところ、水稻を植えられて、2枚とも綺麗にありました。これからは水稻と裏作に麦を作るということでした。何ら問題はないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。

会 長 次に、7番と8番は関連しておりますので、一括して説明をお願いいたします。

事務局 7番と8番です。8ページをお願いいたします。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載の通りです。

会 長 7番と8番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

徳永久美委員 10番の徳永です。譲受人さんは、メロンドームとかにも野菜を出荷されています

し、これからも、ここにはキャベツとか、ブロッコリーを植えたいというお話でした。何ら問題はないと思います。皆様のご審議よろしくお願いします。

会 長 次に、9番をお願いいたします。

事務局 9番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載の通りです。

会 長 9番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

安武義徳委員 9番の安武です。7月8日に現地を確認しました。譲渡人のご主人が亡くなられて以降、受人がご親戚の関係もあるということから、10数年来の管理をされてきた

ということであります。すでに1筆の方には栗が植栽されておりましたが、今後、もう1筆の方に栗を補助事業を活用して、植栽をしていきたいということから、今回、無償による所有権移転が成立したところでもあります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長 次に10番をお願いいたします。

事務局 10番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載の通りです。

会 長 10番につきましては、農業委員さんが不在ということですので、特段、推進委員さんから連絡が入っておれば、事務局から説明をしていただきたいと思います。

事務局 はい。7月8日の日に推進委員さんが現地を確認されました。現地は、適正に管理されておりました。譲渡人が高齢のため、隣人である譲受人さんへ贈与されることとなりました。譲受人さんは50年ほど農業をやっており、トラクターや田植機などの機械も所有しておられます。何ら問題ないと思いますが、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

会 長 次に11番をお願いいたします。

事務局 11番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載の通りです。

会 長 この申請につきましても、農業委員さんが不在ですので、推進委員さんの方から連絡があつておれば、事務局の方で説明をお願いいたします。

事務局 はい。こちらも7月8日に推進委員さんが現地を確認されまして、適正に管理されておりました。譲渡人が農業を縮小の希望していたところに、ちょうど圃場の近くに住んでいた譲受人が買ってくれることになったようです。譲受人さんは、40年ほど農業やっており、今回奥様と2人で野菜をつくられるということです。何ら問題はないと思いますが、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

会 長 次に、賃貸借権設定の1番について説明をお願いいたします。

事務局 9ページをお願いいたします。賃貸借権設定の1番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載の通りです。

会 長 1 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

横田勇委員 8 番、横田です。現地は 7 月 9 日に確認しました。畑自体は適正に管理してありました。しかし、隣接の田の畦畔に 4、5 年切っていないような木がありまして、お互いにどっちが管理するかっていうのは、地主さん同士の話しが出来てないのかなという憶測がありました。その辺がちょっと気になったところですが、他に農地としては、何ら問題はありませんでしたので、ご審議お願いします。

会 長 次に、2 番をお願いいたします。

事務局 2 番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載の通りです。

会 長 2 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

木村克幸委員 14 番木村です。双方合意による賃貸借権設定です。今まで作られていた農地を引き続き耕作するものでして、賃貸借権設定の申請です。何ら問題はないと思います。皆様方のご審議をよろしくお願いします。

会 長 次に 3 番をお願いいたします。

事務局 3 番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載の通りです。

会 長 3 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

佐々木英樹委員 4 番佐々木です。双方合意の賃借権になります。借受人は、稲とゴボウをされておりまして、すでにもう稲作の方も綺麗に作付がされておりまして、管理も綺麗に出来ておりますので、何ら問題ないかと思えます。よろしくをお願いいたします。

会 長 次に、使用貸借権設定の 1 番について、説明をお願いいたします。

事務局 使用貸借権設定の 1 番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載の通りです。

会 長 1 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

吉野幸資委員 7 番の吉野です。この土地につきましては、親子間の賃貸借になります。借受人の方は、先ほど申し上げました 4 番の借受人と一緒にございまして、近年は主に

アスパラを作っておられます。現況につきましては、水稻を植えてありますので、状況的には別に問題ないと思われますので、よろしくお願いします。

会 長 農地法第 3 条の許可申請につきまして、事務局、各担当委員さんからの説明は終わりましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。

(質 問 ・ 意 見 な し)

意見もないようですので、許可することにご異議のない委員さん挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

会 長 はい。ありがとうございます。全員挙手ですので、許可することに決定いたします。次、議案第 3 号上程いたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第 3 号農地法第 4 条許可申請について、ご説明させていただきます。10 ページをお願いいたします。農地法第 4 条第 1 項の規定に基づき、別紙の通り、申請書の提出がありましたので、ご審議の上、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は、4 件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 説明に行く前に 4 番の案件は、5 条の 6 番と関連しておりますので、5 条の時に一括して説明をしたいと思いますが、よろしいですか。

(全 員 了 承)

会 長 それでは、そのようにさせていただきます。それでは、1 番について説明をお願いいたします。

事務局 はい、4 条の説明をいたします。よろしくお願いします。まず 11 ページの申請番号 1 番でございます。所在、地番、地目、面積、申請人の住所氏名、転用の目的は、議案書の通りとなっております。続いてスクリーンをご覧ください。申請地につきましては、菊池市役所から南東約 3 km のところになります。農地区分は、農振農用地区域となりますが、今回の転用目的が農業用の機械置き場ということで、農用地利用計画において指定された用途に該当するため、転用可能と思われます。この案件につきましては、一部無断で機械置き場を設置していた経緯があるため、申請者の方より始末書が提出されております。始末書の概要について、簡単に読み上げさせていただきたいと思っております。

「今回の農地転用許可申請に際し、農地である土地の一部を無断で転用していたことにつきまして、お詫びを申し上げますとともに、その目的、経過につきまして、ご報告申し上げます。農業用の機械や車両の管理については、長年、自宅敷地内の納屋と並びに、柿木平地区内に別途 4 ヶ所確保して保管してるような状況でしたが、一部入りきらない農業用機械が長年、雨ざらし状態で、修理費用の負担等も生じてきており、また、自宅から離れているため、目に届かない位置にあるため盗難の恐れもあるなど、長年、早急に対応しなければいけない緊急性を感じていたところです。今回、その作業効率を 1 ヶ所に集約してあげることを考えまして、今年の 4 月中旬頃に、(この写真のようにですね) 無断で農業用機械車両置き場を 2 か所設置して、現在に至っている次第であります。本来であれば、農地転用許可後に着手しなければならないところを、自己所有地というところの安易な気持ちが当時あったのではないかと感じております。農地法に対する認識が低く、非常に遺憾であると、今回反省しております。深くお詫びを申し上げますとともに、今後はこのようなことがないように十分注意し、計画性を持って、法令遵守を徹底いたします。」とのことです。現場につきましては、このような状況になっています。以上です。

会 長 1 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

横田勇委員 8 番横田です。会長と一緒に見に行きましたが、申請人は、70 代であります。ですが、息子さんが農業をやっておられます。近年、外部からの依頼によって面積も拡大しておりますので、耕作地の増加によりまして、もちろん農機具も必要になります。そういう状況の中で、事務局からも説明ありましたように、農機具をバラバラに、4 ヶ所に分けて、保管しておりました。農機具の盗難等との関係もありますので、自宅の近くに設置しようとするものです。今後、計画的にここに全部集中させて、いわゆる機械倉庫をここに持っていきたいという意向のようです。圃場整備されたところの一部ですが、南側に山がありますので、日当たりもあまり良くありませんので、耕作に適していません。元々、田んぼですので、排水関係については、排水路を用水路があり、何も問題ありません。農機具の倉庫の場所、その本人にとっては非常に格好な場所だと思います。外部から見ても何ら問題がある場面はあげられません。ご審議をよろしくお願いいたします。

会 長 次、2 番をお願いいたします。

事務局 はい。申請番号 2 番でございます。所在地番、地目、面積、申請人の住所氏名、転用の目的は、議案書の通りとなっております。スクリーンをご覧ください。申請地については、七城支所から北西約 1 km のところになります。農地区分は、概ね 10ha 以上の広がりがある農地の区域内にある農地であることから、第 1 種農地に該当しますが、不許可の例外規定である「既存敷地の 2 分の 1 を超えない拡張」に該当するため、転用は可能かと思われます。この案件につきましても、転用許可を受けずして、農地を別用途で

利用していた経緯があるため、申請者の方から始末書が提出されております。概要について、読み上げさせていただきたいと思います。「約 50 年前から、申請地は駐車場として利用されておりました。相続に伴い、地図を閲覧しましたところ、申請地は農地のままになっていることが判明しました。農地を他の地目に変更する場合は、事前に許可申請書を農業委員会に提出し、許可後、変更すべきところをすべて無許可で変更したことにつき、深く反省しております。今後は、かかる事がなき様、十分注意いたします。どうかよろしくお願いいたします。」とのことです。現場の状況は、このような状況になっておりました。2 番については以上になります。

会 長 2 番につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。

山内正春委員 2 番の山内です。7 月 8 日に事務局 3 名、丸山会長、推進委員と、それに関わられた方と、現地を確認いたしました。今、事務局から言われたとおり、始末書を書かれています。約 50 年前から駐車場として利用され、今回、地図を閲覧したところ、農地であることが判明しましたので、始末書付きの申請となっております。この地区は、先月でしたか、その地図の左の方も、進入が狭いので、道沿いに侵入路を造ったっていう事を報告しましたが、この地区はほとんど出入口が狭いことから、勝手に申請しないで、進入口をつくってということが多かったと思います。問題はないかと思いますが、皆様のご審議をお願いします。

会 長 次に、3 番をお願いいたします。

事務局 はい。続いて、申請番号 3 番になります。

所在、地番、地目、面積、申請人の住所、氏名、転用の目的は、議案書の通りとなっております。続いてスクリーンをご覧ください。申請地につきましては、七城支所から北西約 1 km のところになります。農地区分としては、10 ヘクタール以上の広がりのない農地の区域内の農地であるため、2 種農地に該当し、転用は可能かと思われます。現地の状況はこのような形です。以上になります。

会 長 3 番につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。

山内正春委員 2 番山内です。前の案件のすぐそばになります。場所は、高田公民館から東へ 190m、現在、農業に必要な農業機械や、資材の収納保管場所が不足しており、農機収納資材倉庫として必要という事でございます。そのため、今回、自宅に隣接している農地を転用場所として、農業倉庫用とするものでございます。どうか皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

会 長 4 番は、先ほど言いましたように、5 条の時に審議をしていただきたいと思いますので、ただいま 1 番から 3 番につきまして、事務局、担当員さんからの説明は終わります。

したが、この件につきまして、何かお尋ねはご意見等ございましたらお受けいたします。

安武義徳委員 9番安武です。事務局にお尋ねいたします、以前、お尋ねした時に、始末書と顛末書という書きぶりで記載されたかと思います。今、ご説明があった、2番の案件は50年代のものということであれば、過去のご説明では、顛末書という形になるのかなと思います。使い分けというのがされているのか、それとも、新年度になって始末書という形で整理されたのか、ご説明をお願いいたします。

会 長 事業事務局より説明をお願いいたします。

事務局 申請人の方から上がってきました内容に従いまして、始末書というところで表示しております。

会 長 事務事務的から、どちらを使うかというような指導あたりまではできないということですか。

事務局 はい。

会 長 あくまでもあがって来たものを、そのまま提出して、審議していただくというような流れですか

事務局 はい。

安武義徳委員 以前ご説明いただいたときは、始末書はやっぱり反省も含めてされるものであって、当事者、つまりその方が、申請するのを忘れてた。だから今回上げるんですっていう始末書。顛末書の使い方については、経過を報告してあるという事で、特に法人とかあった場合には、この説明をしっかりとやっとなないと。過去に起きたこととして今日に繋がってるんですっていう顛末を記載する必要があるようなことなので、使い分けて使ってますというのが、以前の事務局からご説明だったと思いますので、確認したところです。

会 長 今、言われたように、事務員の方も代わられますけど、そのあたりは、やり方を一本化していただくように、再度お願いをしておきます。他にはございませんか。

(質問・意見なし)

会 長 意見もないようですので、1番から3番についてご異議のない委員さんは、挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

会 長 はい。ありがとうございます。全員挙手ですので、許可することに決定いたします。次に議案第４号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第４号、事業計画変更について、ご説明させていただきます。12 ページをお願いいたします。農地法第５条第１項の規定に基づく許可条件について、別紙の通り、事業計画変更承認申請書の提出がありましたので、ご審議の上、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は１件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますのでご審議のほどよろしくをお願いいたします。

会 長 それでは、１番について説明をお願いいたします。

事務局 それでは、13 ページをご覧ください。所在、地目、面積、申請人、転用目的、転用事由は記載の通りとなっております。備考に書いておりますが、この場所は、すでに地目が変更されている雑種地となっております。場所は泗水の支所から東へ約 4.7 km のところにありますが、令和 6 年、昨年の 9 月の工場の転用申請で許可が駐車場で出ております。駐車場と資材置き場ということで、上がっておりますが、現況の方を見ていただきますと、このようになっております。(スクリーン) 資材置き場及び駐車場につきましては、3 年まで報告義務がございます。その中で今回、管理をするためのプレハブを置くということで、地目は雑種地になっておりまして、計画の変更ということで今回上がっているところでございます。以上でございます

会 長 ここも農業委員さん不在ですので、私が確認をして参りました。一応、駐車場ということで使用されるという段階には来ておりますけど、今、事務局から言われましたように、移動型のプレハブを設置して、資材とか、警備員さんあたりが使うような時もあるというようなことで、このような申し出をしたと説明をされました。スペースとしましては、乗用車の１台か２台、の駐車場を潰すというようなことですので、農業委員会の方には、きちっと届け出をして頂いたということで、逆に有難いと思っております。以上でございます。

会 長 事業計画変更につきまして、事務局と私の方で説明をしましたが、この件につきまして、何かお尋ねご意見等がございましたらお受けいたします。

(質 問 ・ 意 見 な し)

会 長 意見もないようですので、許可することに、ご異議のない委員さん挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

会 長 はい。ありがとうございます。全員挙手ですので、許可することに決定いたします。次に議案第5号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第5号、農地法第5条許可申請について、ご説明させていただきます。14ページをお願いいたします。農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙の通り、申請書の提出がありましたので、ご審議の上、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件についてですが、1件取り下げの連絡があっております。16ページの所有権移転の7番につきましては、今回取り下げとなりますので、所有権移転は、1件減りまして10件、それから使用貸借権設定は、2件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

会 長 それでは1番について説明をお願いいたします。

事務局 はい。それでは15ページをご覧ください。1番です。所在、地番、地目、面積、申請人、施設の面積、転用事由等は議案書の通りになっております。場所につきましては、市役所から北東へ約4.5km、10ヘクタール以上の広がりがない、また、農業公共投資がなされていない2種農地という区分になります。ここも始末書がついておりますので、先に読み上げたいと思います。現況はこのようなになっておりますが、上記物件につきましては農地であります。「約20年前に、高齢となった前所有者のお父様が耕作不能となったために、クヌギ山に転用したそうです。令和5年2月に、申請地番を間違えて、今回の譲受人へ移転し、譲受人は、農林業を経営しており、現況がクヌギ山のため、他の場所からしいたけ原木を申請地へ運び乾燥室、約55㎡を建ててしまいました。その後、最近になり、地図と符合せず、検討・調査の結果、売買した土地は、別の土地であることが判明しました。20年前の山林転用、地番錯誤による乾燥室建設についても、無断転用したことについて、深く反省しております。今後は、かかる事がなきよう十分注意いたします。」ということで申請に両所有者の方、また転用者の方から始末書が出ております。以上です。

会 長 1番につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。

川口五月委員 19番川口です。8日に、事務局、会長、推進委員と現地確認を行いました。ここはすでに、ここではなくて違う山だったんですけども、登記も済んで、両方ともこの山が、この登記を済ませた山と思われておりまして、譲受人さんの山がこの隣にあるんですが、クヌギが植えてありまして、椎茸をされますので、ひら地でちょうどいい所なので、ここを譲って欲しいということで、譲渡人さんの方に話をされて、ここがそ

の山だということで、もう登記も済ませて乾燥するための小屋も立てられました。そして、金融機関等に出す書類を作成してる時に、地番が違うということで、今回のこの申請になりました。既に小屋もできてまして、椎茸の乾燥機を2機入れてあり、選別するための小屋がちゃんとできております。始末書も出ておりますので、特に問題はないと思いますが、皆様のご審議よろしく申し上げます。

会 長 次に2番をお願いいたします。

事務局 はい。2番です。所在、地目、面積、申請人、それから転用の施設の内容、事由につきましては、議案書の通りとなっております。この場所は、市役所から北へ約1.9kmの場所で、ここも10ha以上の広がりがない農業公共投資がなされていない2種農地、となります。以上です。

会 長 2番につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。

松岡忠委員 5番松岡です。以前、申し込みがありました通り、個人の住宅を今回建てるということです。場所は北中の北側になります。下水とかは下水道を利用するという事です。別に問題ない所と思いますので、審議よろしくをお願いいたします。

会 長 次に3番をお願いいたします。

事務局 はい。3番です。所在、地番、地目、面積、申請人、それから転用の目的等、議案書の通りとなっております。この場所につきましては、市役所から西へ約3.3kmのところにあります。ここは10ha以上の広がりのある1種農地となりますが、集落接続ということで1種農地の不許可の例外で転用の方は可能かと思われる農地になります。以上です。

会 長 3番につきまして担当員さんの意見をお願いいたします。

牛島誠治郎委員 17番の牛島です。ここは、個人住宅になります。譲受人さんは、現在、木柑子に住まれています。そして、祖父の方が、北古閑におられまして、譲受人さんが、祖父母の世話をしたいということで、近くに土地を探されていました。そこにちょうど、現在の宅地が出てきましたので、購入するということで、土地を決定されたそうです。転用面積が586㎡でございます。木造住宅の平屋1軒です。そしてここは、上下水道はこの場所の近くには通ってませんので、給水はボーリング。生活雑排水は、近くの用水路へ放流するという事でありまして、雨水の処理は、浸透枳を数ヶ所設けて、オーバーフロー分は、用水路へ流すということも、同意書付きであります。従いまして、何も問題はないかと思っておりますので、皆様のご審議のほどをよろしくをお願いいたします。

会 長 次、4 番お願いいたします。

事務局 4 番です。所在、地番、地目、面積、申請人、それから転用の用途、事由につきましては、議案書の通りとなります。この場所につきましては、市役所から西へ約 2 kmのところになります。10ha 以上の広がりのない農業公共投資がなされていない、2 種農地という判断にしております。以上です。

会 長 4 番につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。

牛島誠治郎委員 17 番の牛島です。7 月 8 日に、丸山会長、事務局と推進委員と現地調査を行いました。この土地は、共同住宅 1 棟ということで、転用面積は 947 m²に対して、共同住宅 1 棟が 100 m²ということで、ちょっと小さいなということで、伺いましたところ、入居次第では、別にあと 1 棟建てる計画で、現在は 1 棟ということで計画してあるそうです。生活雑排水は、公共下水道に接続。汚水も下水道に接続するということであります。雨水は、敷地内に浸透枡を設置するということでもあります。この場所の近くは殆ど戸建ての住宅街になっております。何も問題はないかと思いますので、皆さんのご審議のほどよろしく願います。

会 長 次に 5 番をお願いいたします。

事務局 はい。それでは 16 ページをお開きください。5 番です。所在、地番、地目、面積、申請人、それから施設の面積、転用事由等は、議案書の通りとなっております。この場所につきましては、市役所から西へ約 2.1 kmのところになります。10 ヘクタール以上の広がりのない農業公共投資がなされていない 2 種農地になるところでございます。以上です。

会 長 5 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

牛島誠治郎委員 17 番の牛島です。7 月 8 日に丸山会長、事務局、推進委員と現地調査を行いました。この場所は、スクリーンの、この点線の所になりますが、149 m²で三角形になってます。隣が既に申請人さんの売買された土地で、この三角だけが残ってありました。それで、この地主さんから買って下さいということになったとの事です。なぜそうなったかといいますと、ここは子供の通学路になりまして、この三角の場所に、木とか草とか生えたり、ハウスの鉄パイプとか置いてあったり、危ないということで、近隣の方が、どうにかして欲しいということです。申請人さんの方も、隣にアパートを建てる計画でありまして、この三角も後々駐車場にするということで、申請人さんが買われた。ということでもあります。ここは駐車場ですので、生活排水の雑排水はありません。汚水もありません。雨水は自然浸透枡で処理するということです。オーバーフロー分は隣接の市道の側溝に放流する予定ということであり、市の土木課とは協議済みということで

す。何も問題はないかと思しますので、皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 次に6番ですが、6番と4条の4番は関連しておりますので、一括して説明をお願いいたします。

事務局 はい。それでは、16ページの6番の方で4番と同じ場所でございますので、6番の方でまず説明したいと思います。所在、地番、地目、面積、申請人、それから施設の目的につきましては、議案書の通りとなっております。事由も議案書の通りとなっております。場所につきましては、七城支所から北へ570mの所で、10ha以上の広がりがある1種農地となりますが、ここも既存敷地の2分の1を超えない拡張ということで、例外に該当するところでございます。場所につきましては、スクリーンの黄色で示した部分が5条の転用部分、それから赤の点線で示した部分が、4条で申請されている部分でございます。ここも始末書がついておりますので、先に始末書の方をお読みいたします。

「私は農振法や農地法の趣旨をよく理解しておらず、この度、申請者として農振転用の申請をいたします。下記物件を無断で宅地として使用していました。亡くなった父が、現在の建物、塀などを建築した際、宅地として、拡張していたことが判明し、現地を正しい状態に戻すことも検討いたしました。現在の塀が、高さ60センチ、厚さ15センチのコンクリート基礎の上に、ブロックが1メートルほど積まれております。また、塀の内側には、植樹や大きな庭石等もあり、解体工事等が大規模となる可能性があります。重機等を使用した際に、塀とほぼ接した構造となっている砂田若宮神社の参道への影響も心配です。このような状況のため、現在の状態での使用ができればと考えております。しかしながら、建築、当時、土地の用途や境界について認識不足であったと、深く反省しております。今後は十分留意し、二度とこのようなことがないようにいたします。申し訳ありませんでした。」とあります。それから、4条の方は進入路の部分についても、その記載があっているところでございます。以上です。

会 長 6番と4条の4番につきまして、担当員さんの説明をお願いいたします。

徳永久美委員 10番の徳永です。事務局の方から説明がありましたように、亡くなられた方が、宅地を拡張されておりました。7月8日に、現地を確認した時に、立ち会いに来られた方が、過去の航空写真を持ってこられました。昭和30年頃には、すでに今の形になってました。元々は、向かって右側の方からの、出入口があったそうですが、もう30年頃には今の形になってたということでした。無断で宅地として使用されておりましたので、始末書付きの今回の申請になってます。5条が、黄色のところ、赤が4条です。5条のところは、娘さん名義になってましたので、今回、お母様の方の名義に変えるということで、所有権移転になってます。皆様のご審議よろしく申し上げます。

会 長 次に8番をお願いいたします。

事務局 はい。17 ページになります。8 番です。所在、地番、地目、面積、申請人、それから転用の形態、用途、転用の事由につきましては、議案書の通りとなっております。場所につきましては、市役所泗水支所から、東北方向に、約 5 km。10ha 以上の広がりのない農業公共投資がなされていない 2 種農地という区分になります。以上です。

会 長 ここも担当委員さんが不在ですので、私の方で、現地調査の時の、林推進委員さんのご意見を皆さんにお伝えしておきます。今、事務局より説明がありましたように、ここに駐車場を建てても、どこに工場があるのかというようなことで、当日お尋ねをしましたところ、「一応、ここに駐車場を、各個人の駐車場を設けて、それから乗り合いのを別輸送で工場の方に配送するということで、この駐車場を決めました」。という説明でした。それに対しまして、推進委員さんの方も事前にお話は聞いておられまして、自分の方は、何ら問題はないと思っておりますので、総会時には、皆さん方の意向を審議していただきますように。というお言葉を伝えさせていただきます。

会 長 次に 9 番をお願いいたします。

事務局 はい。9 番です。所在、地番、地目、面積、申請人、転用の用途、転用の事由については、議案書の通りとなっております。ここも市役所泗水支所から北東へ 1400m のところになりますが、10 ヘクタール以上の広がりがない、公共投資がなされていない、2 種農地という区分になります。以上です。

会 長 9 番につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。

佐々木英樹委員 4 番佐々木です。こちらは、現場を見たところ、以前に申請が 1 回されて造成されてる土地のようでした。給排水の設備も途中まで入って置いてある状態でしたので、前に申請してあったのかなという感じで見ておりました。それから、ここは、ちょっと隣接の農地から承認がもらえないということで、前回、話が流れて、今回再度申請っていうことになったそうです。一応、工事の方としては、隣接の農地に対して影をうったりとか、いろんな迷惑はかけません。ということで、はっきり言われましたので、今のところ問題ないかと思えます。よろしくお願いします。

会 長 次に、10 番をお願いいたします。

事務局 はい。それでは 10 番です。所在、地番、地目、面積、申請人、転用の用途、転用事由につきましては、議案書の通りいただいております。ここも同じく市役所泗水支所から北東へ約 1400m のところにあります。10 ヘクタール以上の広がりがない、農業公共投資がなされていない 2 種農地という区分になります。以上です。

会 長 10 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

佐々木英樹委員 4番佐々木です。こちらは、親子間の購入ということで聞いております。設備も、給排水にしても市の設備を使い、雨水は宅内浸透ということで、特に問題はありませんでした。反対に、ちゃんと家が建って、荒地というか放棄地みたいになって、もう藪みたいになっていましたので、綺麗になって行く方が、まだいいのかなというようなところがございます。よろしくお願いします。

会 長 次、11番をお願いいたします。

事務局 はい。それでは18ページをお願いいたします。11番です。所在、地番、地目、面積、申請人、それから施設の用途、転用事由につきましては議案書の通りとなっております。この場所につきましては、市役所の泗水支所から、北へ約1.9kmのところにある場所でございます。10ha以上の広がりがある1種農地であります、例外であります集落接続に該当するものと思われま。以上です。

会 長 11番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

佐々木英樹委員 4番佐々木です。こちらは1軒1軒の建設ということで申請されました。条件付きの建売住宅ということです。それと、近くに排水溝がなかったもんですから、それは市に相談して、南側、下の方になりますけども、その道路に排水用のU字溝を設置してもらうよう市の方に、申請しているということで、近隣の方は喜んでおられるということでした。それから、その上の方に飼料用の作物を植えてありましたので、この左のちょっと上の方にトウキビがありますか、そこは地主さんが大阪の方で、耕作者は、また別の方ですので、そちらの方の確認を今とっております。地主さんの方は了承いただいております。以上です。よろしくお願いします。

会 長 次に、使用貸借権設定の1番について、説明をお願いいたします。

事務局 はい。それでは使用貸借権の1番です。所在、地番、地目、面積、申請人、それから転用の用途、転用の事由につきましては、議案書の通りとなっております。この場所につきましては、市役所の泗水支所から東へ約2.9kmのところでございます。10ha以上の広がりのある1種農地となりますけれども、例外であります集落接続に該当するものでございます。以上です。

会 長 ここの担当委員さんは不在ですので、私が現地調査をしておりますので、私の方で意見を述べたいと思います。8日に担当の推進委員も立ち会いのもと現地調査を行っております。この申請は、建設会社の資材置き場ということで、申請がなされております。推進委員には、「今回の案件、総会に出席して説明されますか、それとも事務局にお願いしますか？」と尋ねましたところ、「事務局の方で、お願いをしたい。自分としては、

何ら問題はないということで認識しておりますので、審議をお願いしたい」という申し出がっております。以上です。

会 長 次、2番をお願いいたします。

事務局 はい。それでは使用貸借の2番です。所在、地番、地目、面積、申請人、それから、転用の用途、転用の事由につきましては、議案書の通りとなっております。この場所につきましては、市役所泗水支所から北東の方に、約370mのところにあります。上下水道が埋設してあります道路に接しております、二つ以上の公共施設が500m以内にあるということで3種農地になります。説明は以上です。

会 長 2番につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。

佐々木英樹委員 4番佐々木です。8日に現地に行って参りました。こちらは親子間での賃借権設定という事になりますが、窪みになっているから、地上げするのですかと聞いたら、もうそのまま建設するというので、住宅の方から外に住宅排水が出るとか、そういう心配はないようです。特別問題はなかったかと思えます。よろしくお願いします。

会 長 農地法第5条の許可申請につきまして、事務局、各担当委員さんからの説明は終わりましたが、番号の6番と関連しております4条の4番を除く案件につきまして、何かお尋ねはご意見等ございましたらお受けいたします。
はいどうぞ。

平山一浩委員 16番の平山です。18ページの使用貸借権、譲渡人と譲受人の関係っていうのは、どうなってますでしょうか。

事務局 関係まではわかりません。

高山悦子委員 13番の高山です。今の件なんですけれども、通常、法人が借り主の場合は、賃料が発生するのが当然だと思うんですよね。これが影響するかしらないかということに関してはですね、それちょっとおかしくないのか、というふうに私たちが思うようなケースだと思うんですよね。おかしくないのかと思うのは、本当にここに書かれてるのが間違いなく本当かどうかっていうところになると思うんです。もちろん、その現地を見に行かれたりしてて、その状態で見抜けないのかもしれないと思うんですけど、多分、法人が相手方で、使用貸借だという場合は、やはりどこかの時点で、確認をされるっていうか、聞かれといた方がいいんじゃないかなと思うんですけども。賃貸借じゃないんですよ。賃貸借を使用貸借とか書き間違ったわけじゃないですよ。

事務局 契約書は、土地の使用貸借契約書が添付されております。

会 長 受付は、これで問題ないという事ですか。

事務局 はい。

会 長 後は、本当に計画通りにされるのか、というところは担当委員さんとか、事務局もそうですが、確認していくというような方法しかないと思いますが。

事務局 はい。この後、駐車場それから資材置き場ですので、3年間の報告義務もございしますので、使用貸借の件につきましては、また、聞いて、報告をしたいと思います。以上です。

東博己委員 1番東です。今の件なんですけども、例としてですが、私も法人なんですけども、使用貸借で借りてるところがあります。地主さんからすれば、もう自分で耕作できないから、自分で管理できないから、荒らさないで作っていただけたら、無料でいいからというケースがあるんですね。ここの場合は、建設業の資材置き場っていう形なので、多分これも、荒れないのだったらいいかなとか、そういったケースもあるので、必ずしも使用貸借というケースもあり得るんじゃないかなというふうに思います。

会 長 事務局、どうぞ。

事務局 農地転用はですね優良農地の確保がどうかということで、農地に着目して見ていただきたいと思います。それで、個人間のことは、いろんな事情があつて、そこでなされてることもありますので、それは転用許可基準上、そこまで踏み込んで見るわけではありません。それは少し視点が違うじゃないかというふうに思います。参考までにですが、窓口来られた時に、使用貸借になってますけど、何かそこまで伺えますかぐらいで、その程度だと思います。

高山悦子委員 13番の高山です。今のご説明は最初からわかって、質問をしてるんですよ。どこまで農業委員会が関わるのかっていうような話のところなんですけど、何回も申し上げてるように、私たちは、ここで報告されたものを前提に判断するしかないという場合に、通常、疑問に思われるようなところは先に、これはこうこうこうですというふうに、一言添えていただくと、このこの議論をしなくてもいいのかなと。だから、おかしいと私たちが思うような案件、私だけしか思わないのかもしれませんが、そういうことは、一言添えてもらえると、非常に助かるんですけど、そういうの趣旨で先ほど申し上げております。

事務局 以後、やはりそういったところの視点も持って、対応していきたいと思います。

会 長 他にはございませんか。
はいどうぞ。

高山悦子委員 13 番の高山です。15 ページの 1 番が私は理解できなかったんですけども、これは別の土地があって、その土地について、農業委員会を経て転用の許可が出て、登記されたけど、この受け人の方が、その土地じゃない。ここを出てる間違ったところに、クヌギ植林とかの準備とかをされたという話なんですか。

会 長 事務局、お願いします。

事務局 土地と地番が間違って購入されたもので、山林を購入されたものとしてクヌギだったり、その前にクヌギを植えたのは、無断転用になると思うんですけども、買われた方が、地番を間違えて、隣接する地番のところと思って買われたんですけど、現実、色々進めていく上で、地番が間違えていたというのが分かって、今回申請をされている案件でございます。

高山悦子委員 13 番の高山です。地番を間違われたって、ちょっと整理ができないんですけども、山林を買うつもりだったんだけど間違えて、畑を買ったということですか。

事務局 はい。

高山悦子委員 そうということあると思うんですよね。登記もされたけど、気づかれなかったと。その後に、色々手続き、先ほどのお話だと、金融機関からの借り入れなどで土地と地番が違ってるということに気付いたということですか。

事務局 はい。現地、ここと思ってから、お互い売り買いしたところが、実際は違ってたというのが発覚して今回の申請ということになった次第です。

高山悦子委員 そうすると、その間違えた地番の山林の所有者と、ここの渡人も同じ方なんですか。

川口五月委員 今の譲渡人の方は、教師をされていて、全然こういうのに関与されてなくて、お父さんがずっと山から畑から管理されていたんですね。そこで、ここにはクヌギがもう植わっていたので、今の譲渡人さんは、ここは山だという認識だったんですね。また、今度買われる方が、隣に杉山があるので、ここはちょうどいいというところで話を持って行かれて、ここを買いたいですっていうところで、その地番が山は違うところにあるんですね、道路向こう側で、行ったこともないって言うようなところの山だったんですけど、それをお互いにそこだと思って、譲渡人さんの方が、ここだと思われているので、譲渡人さんもそこだと言うので、山なので、農業委員には関係なく、もうちゃんと手

続きもできて、そして、そのための倉庫も立てられたんですね。それで、今度、色々手続きをするにあたって、ここは地番が違いますよというところで、この申請になったんですけど、もう購入されなくなってる山は、もうそのまま自分が買い受けますというところで、今度、ここはまた新たな申請になります。

会 長 よろしいですか

高山悦子委員 はい。

会 長 他にはございませんか。

(質 問 ・ 意 見 な し)

会 長 それでは、5 条 6 番を除く案件につきまして、ご異議のない委員さん挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

会 長 はいありがとうございます。全員挙手ですので、6 番を除く案件につきましては、許可相当とすることに決定いたします。

会 長 次に 5 条の 6 番と、4 条の 4 番につきまして、何かご意見がございましたらお受けいたします。

(質 問 ・ 意 見 な し)

意見もないようですので、5 条の 6 番と 4 条の 4 番につきまして、ご異議のない委員さん、挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

会 長 はい、ありがとうございます。全員挙手ですので、許可相当とすることに決定いたします。

会 長 次に議案第 6 号上程いたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局 議案第 6 号農用地利用集積等促進計画案についてご説明させていただきます。

19 ページをお願いいたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、別紙、農用地利用集積等促進計画案につきまして、菊池市長から意見が求

められましたので、ご審議の上、委員会の意見を決定していただくものでございます。詳細につきましては担当より説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 所有権移転の1番について、説明をお願いいたします。

事務局 はい。20ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表案です。今月の利用権設定は、農地中間管理事業の賃貸借権設定が12件、所有権移転が2件となっております。それでは、所有権移転の説明に参ります。21ページをご覧ください。1番です。土地の所在地、登記地目、現況地目、面積、譲渡人、譲受人等につきましては、議案書記載の通りです。今回は、譲渡人から農業公社への売買となります。

会 長 1番につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。

東博己委員 1番東です。この場所はですね、旭志支所から東に2kmほど行ったところなんですけれども、譲渡人さんの事情により、今回、このような形で、所有権移転となっております。酪農をされてる、引き受け予定者がおりまして、しっかりと耕作されるということで、何ら問題ないかと思しますので、皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。

会 長 次に、2番をお願いいたします。

事務局 2番です。土地の所在地、登記地目、現況地目、面積、譲渡人、譲受人等につきましては、議案書記載の通りです。2番につきましても、譲渡人から農業公社への売買となります。

会 長 2番につきまして担当員さんの意見をお願いいたします。

佐々木英樹委員 4番佐々木です。13日に公社と本人さんたちの間で、立ち会いをさせていただきました。お互いの納得の上での話になりまして、契約するということになりました。譲受人の方は、酪農されており、飼料用の畑として使いたいということで、希望されております。特に異常はないかと思います。よろしく申し上げます。

会 長 今回の計画は、ただいま説明がありました、所有権移転2件のほか中間管理事業12件です。しばらく時間を設けますので、ご確認をしていただきたいと思います。

(資 料 確 認)

会 長 それでは、議案の確認をしていただいたと思います。何かお尋ねご意見等ござい

ましたらお受けいたします。

高山悦子委員 13 番の高山です。基本的なことなんですけど、この公告っていうのは、誰が誰に対して公告するのかということと、なぜ公告が必要なのかということと、公告は具体的にどんな方法で行われてるのか教えてください。

事務局 農地中間管理事業につきましては、公告は県の方で行っております。また、誰のためにというのは、県民に対してになるかと思います。公告縦覧期間等設けて、公告を行う流れになると思います。

高山悦子委員 別に今日でなくてもいいんですけど、何のために、誰が誰に対して公告するのかとか、県民に対する公告ということは、問題が生じないようにするのではないかなと思うんですけど、よくわかりません。それと、方法が、具体的に、私たちが公告されてるのをどうやったら見ることができるのかとか。今日じゃなくても結構ですけど、次回までをお願いします。

事務局 分かりました。またご報告いたします。

会 長 農業会議の方に尋ねられると、きちっとした説明の用紙があると思いますので、できれば口頭で説明してもわかりにくいので、そういった用紙等を来月の総会までには揃えていただいて、その資料を農業委員と最適化推進委員さんまで、配布できるように手続きをとってください。

事務局 はい。わかりました。

会 長 他にはございませんか。

(質問・意見なし)

それでは意見もないようですので、原案の通り承認することにご異議のない委員さん、挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

会 長 はい。ありがとうございます。全員挙手ですので、議案の通り承認することに決定いたします。次に議案第 7 号上程いたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第 7 号、あっせん申し出について説明させていただきます。26 ページ

をお願いいたします。農地移動適正化あっせん事業に基づく、あっせんの申し出が、別紙の通りありましたので、ご審議の上、その可否を決定していただき、併せまして、あっせん委員を指名していただくものでございます。今回の案件は買受 1 件となっております。27 ページをお願いいたします。買い受け希望のあっせん申出書でございます。詳細につきましては、申出書に記載の通りでございます。また、あっせん委員につきましては、買い受け希望者が北宮の方でございまして、それから、土地が赤星と今ということでございますので、吉野委員と高田推進委員さんをお願いしたいと考えております。以上でございますよろしくお願いいたします。

会 長 農地のあるところの委員さんが、今まで関わっていたと思いますが、その辺が変わったならそれでもいいのですが、どちらかに統一して頂ければ結構ですが。

事務局 以前と特に変わったところはございませんので、この件に関しては、赤星と今の方ということでございますので、吉野委員と高田推進委員さんをお願いしたいと思えます。よろしくお願いいたします。

会 長 あっせん申し出につきまして、事務局からの説明は終わりましたが、この件につきまして何かお尋ねご意見等は、ございましたらお受けいたします。

吉野幸資委員 ちょっとなかなかこの辺が、どうしていいかちょっとわからない状態で今進んでますけれども、そういう話を情報収集をしてから、これがありましたよというあっせんをするということですかね。例えば、この付近に、この申請者が見つけたから、ここから話をしてくれということではないわけですね。

事務局 申請者の方が買いたいということですので、このあたりの農地で、売ってもいいという方がいらっしゃったら、その情報をお知らせくださいということで。いいでしょうか。

吉野幸資委員 前回も出す方の話があったのですが、そちらの方は、ある程度近くの方が買いたってというような話があったけれども、一応、あっせん申し出をすることことで、何か優遇措置か何かあるんでしょう。そういう関係で出してあったということを聞いておりますので、それを、この方というわけにもいけないし、なかなか情報がですね、入らないのですよね。何かの会議とか、なんかそういう色々な情報交換の場所があればいいのですけれども、皆一生懸命農業されたりしてますもんですから、どっかで立ち話して、そういう情報が入るわけでもないしですね。近くの方も、どこかあるなら紹介してくれってということもあったんですよね。だからと言って一軒一軒訪ねて歩く訳にもいかないし、他の方はどうやっておられるのか。何回かこの会議でもあっせんの申し出があったと思いますが、これは前に聞いた話ですが、当てがあって、ここに上がってくるのですよってという話もちょっと聞いたように思ったものですから。その辺をちょっと

確認したいと思って、他の方はこういった形で進められるのかなと思ひまして、お尋ねしたいと思ひます。

会 長 今言われたように、あっせんの申請があつた時に、その中で、どのくらい成立が今まであつてゐるのかを考えますと、非常にあっせん申し出があつても成立は厳しい状況じゃないかなと思ひております。0 に近いのではなかつたのかというような思ひもありますので、吉野委員さん心配されますように、あっせん委員になつたからといつて、そつちに尽力を使わなくても、お話があつたときに、それに対応していただくというような感じでいいんじゃないかと思ひます。あつたときには事務局に伝えて、3 ヶ月あたりで、もしもない時には、ちょっとお話が進めませんつてというような事で事務局に伝えてもらいますとこのあっせん申し出の方にもまた、別のところを探されるか、そういった感じでまた話を進めていきますので、ちょっとお話があつた時に、またよろしく願ひするというようなことでお願ひするなと思ひます。

事務局 申し出を出された時点でも、なかなか成立がすぐに難しい面があります。というのは申請者の方にお伝えしておりますので、会長が言われたように、ちょうどお話があつたときに、情報をいただければと思ひます。よろしく願ひします。

安武義徳委員 あっせん申し出が上がつたということは、あっせん名簿に記載するという理解でよかつたですか。

事務局 はい

安武義徳委員 つまり基盤強化を適用しますよつていうことでしょ。

事務局 出来る人と、出来ない人がいます。あっせん名簿を載せるのがですね、要はこの新規就農で、どこからか来られて、探してくれつていう人もおられます。そういう人があっせん名簿に載せられるかといふと、まだ新規就農資格もまだない方は載せられません。

安武義徳委員 このあっせん申出が上がつても、その方は、あっせん名簿の中に入つていない。入るかどうかは、その後の資格条件に関係してくるという事ですか。

事務局 はい。

安武義徳委員 あっせん申し出だから、基盤強化法が適用できる。だから、出し手の方は、所得税免除になりますとか、登記は農業委員会がやってくれます。という形で、非常に有利な条件が来て、農地の集積化を図つていこう、将来、新しい若い人、いわゆる担い手を図つていこうという目的でされているのかなつて思つたもんだから、それで合つて

ますか。ただし、その基盤強化法に適用するかどうかは、またそれぞれに資格があるという事でいいですかね。

事務局 はい。

会 長 他にはございませんか。

平山一浩委員 農業公社も一緒に動くみたいな感じの流れになってますか。

事務局 一緒にといいますか、基盤強化法の売買がなくなって、今、中間管理を通しての売買になって、該当する方が、まずはその農地が農振農用地区域に入ってるところで、地域計画に基づいて農地もですね、その買われる受け手さんも、地域計画に記載されている人っていうことの要件にあてはまる場合は、そちらの方の売買になります。

吉野幸資委員 例えば、先ほどの 21 ページのとは関係ないのですかね。農業公社が買いました。備考の方には、もう買い取り予定者がありますよと。これとはまた全然違うのですか。

事務局 いえ、21 ページに載せてる方はですね、先ほど申しあげました地域計画に記載のある方、農振に入っていて、地域計画に記載のある農地と、載っている方っていうことになります。

吉野幸資委員 これは、あっせんとか何もなくて…。

事務局 この 21 ページの案件については、申請が上がってきた。ただ売買をしたいということで、お話があった件で、ちょうど機構の売買の案件に該当した。ということになります。21 ページの分はですね、大体、普通だったらお互いで売買するのが、公社が入ってからの売買は、そういう税控除とか、そういったものがございますので、公社を通してからの売買と、あらかじめ買う人、売る人を当たって、もうマッチングされているような案件が多くございます。

吉野幸資委員 何ヶ月か前に、同じ地域の人が土地を出しますということで、あっせんに上がったたですよね、あの方は、近くの方が買う前提で、話を進めておられたんですけど、さっき言いましたが、ここにあげた方が、税制上で優遇されるっていうことで、上げましたっていう話だったけど、それはこれに上がってくるということじゃなくて、また違う形で、契約が成立すればいいのですか。

事務局 買ってもいいっておっしゃってる方が、今、どなたか分かっておりませんので、その農地が農振農用地区域に入ってる、その方が地域計画に載っている方でしたら、

この 21 ページのような案件で手続きができます。

吉野幸資委員 では、あっせんで出したもので、ここにあるような表が成立するためには、先ほど言いましたとおり、買いたい人がおりましたよっていうのを農業委員会に言って、手続きをしてもらえばいいということですか。

事務局 そうですね。こちらにおっしゃっていただくと、ご説明しながら進めます。

吉野幸資委員 とりあえず、もうそろそろいいかなというときに、農業委員会に来てもらって、あそこを買いますよっていう人を連れて来てから、あっせんがあった分のです。ということで、話が決まりましたっていう事を農業委員会に連れて来ればいいのですか。

事務局 はい

吉野幸資委員 分かりました

会 長 他にはございませんか。

(質 問 ・ 意 見 な し)

それでは意見もないようですので、承認することにご異議のない委員さん、挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

会 長 はい。ありがとうございます。全員挙手ですので承認することに決定いたします。次に、報告案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。28 ページをお願いいたします。報告案件は、許可不要転用届け出についてと合意解約についての 2 件になります。29 ページをお願いいたします。許可不要転用届け出についてになります。1 件届け出がっております。内容につきまして、は記載の通りでございます。この件に関しましては、農地法第 5 条、及び施行規則第 53 条、土地収用法第 3 条における、消防用に供する施設に該当するため、許可不要の案件になります。次に 30 ページをお願いいたします。合意解除についてでございます。今回農地法第 18 条の規定による合意解約通知が 4 件っております。詳細につきましては、30 ページから 31 ページの記載の通りでございます。以上、報告案件の説明とさせていただきますよろしくをお願いいたします。

会 長 ただいま事務局より報告関係につきまして説明がございましたが、このページに

つきまして何かご意見等ございましたらお受けいたします。意見もないようですので、以上の通り報告とさせていただきます。本日予定しました議案すべて終わりましたが、その他で何かお尋ねやご意見等ございましたらお受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長 意見もないようですので、これをもちまして、第7回農業委員会を閉会いたします。皆さん、ご起立お願いします。お疲れ様でした。